第三十七條　黨は會計監査若干名を置き會計の監査に任ず

會計監査は大會に於て之を選出す

第三十八條　黨會計年度は毎年四月一日より翌年仝月三十一日迄とす

第八章　罰則

第三十九條　黨員にして左の一に該當するものは中央執行委員會又は大會に於て除名することを得

一、黨の主義、綱領に違反したる者

二、黨の面目を毀損したる者

三、黨の統制を亂したる者

第四十條　前條の規定は支部及支部聯合會にも準用す

第九章　附則

第四十一條　綱領及規約は黨大會出席代議員三分の二以上の贊成を得るに非ざれば變更加除することを得ず

財團法人協調會大阪支所